

## 交際費執行基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交際費の明確化及び透明性の向上を図るため、市長の交際費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「交際費」とは、市長が、行政執行上、市を代表し、外部との交際に要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費をいう。

(執行基準)

第3条 市長は、執行しようとする交際費が次に掲げる基準に適合するときは、当該交際費を執行することができる。

(1) 市を代表しての支出

(2) 市政の円滑な遂行と進展のために必要な団体又は個人に対する支出

(3) 友好及び信頼関係を維持するために必要な団体又は個人に対する支出

(4) 儀礼的な範囲内の支出

(5) 必要最小限の適正な支出

(6) その他市長が必要と認める支出

2 交際費の1件当たりの支出は、当該内容によって、他と均衡を失しない程度の額とする。

(支出内容)

第4条 交際費の支出の対象となる内容及び支出額は、次のとおりとする。

(1) 慶祝及び見舞

慶祝及び見舞の範囲は、原則として、国会議員、県議会議員、県知事、副知事、市議会議員、市特別職及び教育長等とする。この場合において、支出の有無は、その都度市長と協議するものとする。

(2) 弔慰

弔慰の支出対象及び支出額等は、別表のとおりとする。

(3) 各種団体の行事等

ア 行事の趣旨、出席者の範囲、市行政との関連及び開催場所等

を勘案し、出席の要否を判断して執行するものとする。

イ 支出額は、飲食を伴う場合は10,000円とし、その他は5,000円とする。

ウ 会費の明示のあるものは、原則として、その額を支出するものとする。

(4) 各地区の行事等

ア 地域住民等で組織している団体が行う行事等については、開催趣旨、市行政との関連等を勘案し、出席の要否を判断して執行するものとする。

イ 支出額は、5,000円を限度とする。

(5) 懇談会

ア 有識者との事務事業に関連した意見交換会

イ 県議会議員及び国会議員等との意見交換並びに情報収集を目的とした懇談会

ウ 講演会等の開催に伴う講師等との懇談会

エ その他特に市行政を執行する上で、真に必要と認められる懇談会

オ 支出額は、10,000円を限度とする。

(6) 記念品及び餞別

ア 市政運営について、顕著な功労又は協力のあったものに対する儀礼

イ 支出額は、20,000円を限度とする。

(7) 市の特産物の宣伝

ア 市の特産物を宣伝することにより、市政の円滑な遂行と進展を図る場合

イ 支出額は、その都度市長と協議するものとする。

(8) その他市長が必要と認める外部との交渉又は交際等を行う必要が生じた場合は、その都度市長と協議し、その支出額を決定することができるものとする。

(見直し)

第5条 この要綱に規定する執行基準及び基準額は、交際費に係る支出事務の一層の適正化を図るため、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第4条関係）

## 弔慰金一覧表

（単位：円）

区 分	本人		本人の配偶者及び1親等の尊属・卑属		過去に在籍した本人	
	香典	花輪	香典	花輪	香典	花輪
三役・教育長	10,000	○	10,000	○	10,000	○
市議会議長	10,000	○	10,000	○	10,000	○
市議会議員	10,000	○	10,000	○	10,000	△
行政委員会委員						
教育委員会委員	10,000	○	5,000	×	5,000	×
選挙管理委員会委員	10,000	○	5,000	×	5,000	×
公平委員会委員	10,000	○	5,000	×	5,000	×
監査委員	10,000	○	5,000	×	5,000	×
農業委員会委員	10,000	○	5,000	×	5,000	×
固定資産評価審査委員会委員	10,000	○	5,000	×	5,000	×
市医・校医・学校薬剤師	10,000	○	5,000	×	—	—
行政区長	10,000	○	5,000	×	—	—
その他非常勤特別職	10,000	×	—	—	—	—
近隣の市町村長等	10,000	○	10,000	○	—	—
他の市町村長等	10,000	○	10,000	×	—	—
県等からの派遣職員	10,000	○	—	—	—	—
職員	10,000	○	—	—	—	—

## 注意事項

- 1 花輪について、○は添えるものとし、△は議会と費用を折半で添えるものとし、×は添えないものとする。
- 2 花輪は、都合により生花又は盛籠とすることができる。
- 3 兼職の場合は、上位の職を基準とするものとする。
- 4 その他の職の者等で、市長が必要と認める場合は、弔慰を表することができるものとする。